二　民事執行法の一部改正関係
扶養義務等に係る債権に基づき財産開示手続等の申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該申立てに係る手続において債務者が開示した債権に対する差押命令の申立て等をしたものとみなすこととした。（第一六七条の一七関係）

三　人事訴訟法の一部改正関係
1　情報開示命令
離婚訴訟において子の監護に要する費用の分担に関する附帯処分又は財産の分与に関する附帯処分の申立てがされている場合には、裁判所が、当事者に対し、その収入、資産等の状況に関する情報の開示を命ずることができることとした。（第三四条の三関係）
2　判決前の親子交流の試行的実施
離婚訴訟において子の監護に関する附帯処分の申立てがされている場合には、裁判所が、当事者に対して、子との交流の試行的実施を促すことができることとした。（第三四条の四関係）

四　家事事件手続法の一部改正関係
1　情報開示命令
子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件、財産の分与に関する処分の審判事件及び調停事件等について、三の1と同様の規定を設けることとした。（第一五二条の二及び第一八四条の二関係）
2　審判又は調停前の親子交流の試行的実施
子の監護に関する処分の審判事件及び調停事件において、三の2と同様の規定を設けることとした。（第一五二条の三関係）

五　その他
この法律の制定に伴い、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備等をすることとした。（附則第二条～第一九条関係）

六　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

## ◇道路交通法の一部を改正する法律（法律第三四号）（警察庁）

1　自転車等の交通事故防止のための規定の整備
(一)　車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合（当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならないこととした。（第一八条関係）
(二)　自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととした。（第七一条関係）
(三)　自転車の酒気帯び運転及びこれを幇助する行為をした者に対する罰則を創設することとした。（第一一七条の二の二及び第一一七条の三の二関係）
(四)　第八章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであって、重被牽引車以外の軽車両の運転者（一六歳未満の者を除く。）がしたものを、反則行為とすることとした。（第一二五条及び別表第二関係）
(五)　その他所要の規定を整備することとした。

2　その他
(一)　運転の定義に関する規定を整備することとした。（第二条関係）
(二)　準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の欠格事由を一七歳六か月に満たない者に引き下げるとともに、準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢を一七歳六か月に引き下げることとした。（第八八条及び第九六条関係）
(三)　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等
(一)　所要の経過措置を設けることとした。
(二)　施行期日
(1)　(2)を除き、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
(2)　1の(二)及び(三)並びに2の(一)については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

## ◇自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三五号）（警察庁）

1　自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止することとした。（第六条関係）
2　その他所要の規定を整備することとした。
3　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

## ◇放送法の一部を改正する法律（法律第三六号）（総務省）

1　放送番組の配信に係る業務の必須業務化
(一)　日本放送協会（以下「協会」という。）の目的に放送番組及び番組関連情報（協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。以下同じ。）の配信（放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであって、放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行うことを加え、協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四五年法律第四八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかったものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。）について、放送と同時に及び放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、配信を行うことを、協会の必須業務とすることとした。（第二条第三一号及び第三二号、第一五条並びに第二〇条第一項第三号及び第四号関係）
(二)　協会は、必須業務として行われる配信（以下「必要的配信」という。）の業務（以下「必要的配信業務」という。）を行うに当たっては、必要的配信業務に用いられる設備及びその運用のための業務管理体制（以下「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないこととし、配信用設備等の概要を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第二〇条の三第一項及び第三項関係）
(三)　協会は、公衆によって日常的に使用されている通信端末機器を用いて必要的配信を受信することができるようにするためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を作成し、公衆に対し無償で提供しなければならないこととし、必要的配信業務を行うに当たっては、公衆が、当該プログラム及び公衆によって一般的に使用されているブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラムをいう。）のいずれを用いる方法によっても必要的配信を受信することができるようにしなければならないこととした。（第二〇条の三第七項及び第八項関係）
(四)　協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、特定必要的配信（必要的配信のうち、ラジオ放送、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除くものをいう。以下同じ。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならないこととした。（第二〇条の三第九項関係）
(五)　必要的配信の休止に際しては、原則として経営委員会の議決及び総務大臣の認可を要することとした。（第二九条第一項第一号リ及び第八六条第一項関係）
(六)　総務大臣から協会に対し放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して行う要請の対象に、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組の配信を加え、当該配信に要する費用について国の負担とすることとした。（第六五条第一項及び第六七条第一項関係）